法律第六号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に、「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項第九号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　国土強靭化施策債償還費	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に、「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同項第十二号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十三号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十六　国土強靭化施策債償還費	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第三項の表第四十号(1)及び(2)並びに第四十三号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同表第四十四号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同表第四十五号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同表第四十六号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同表第四十八号中「平成三十年度まで」を「令和元年度まで」に改め、同号(8)中「地方財政法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法」に、「及び平成三十年度」を「から令和元年度までの各年度」に改め、同表第四十九号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同表に次の一号を加える。

五十　令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靭化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額　千円

第十三条第五項の表道府県の項第二号2中「密度補正及び」を削り、同項第四号中

『	4	社会福祉費	高齢者保健福祉

を

『	4	社会福祉費	高齢者保健福祉

に改め、同項第六号1

『	段階補正、密度補正及び態容補正

を

『	段階補正、密度補正及び態容補正

に改め、同項第八号を次のように改める。

保健福祉	六十五歳以上人口	
七十五歳以上人口		段階補正、密度補正及び態容補正
密度補正		

中「及び態容補正」を削り、同項第九号を次のように改める。

八　補正予算債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正

第十三条第五項の表道府県の項第九号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　国土強靭化施策債償還費	令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正

第十三条第五項の表市町村の項第三号中

『	1　小学校費	児童数 学級数
	2　中学校費	学校数 生徒数 学級数 学校数

を

『	1　小学校費	児童数 学級数
	2　中学校費	学校数 生徒数 学級数 学校数

に改め、同項第四号中

『	4	社会福祉費	高齢者保健福祉

を

『	4	社会福祉費	高齢者保健福祉

に改め、同項第八号を次のように改める。

八　補正予算債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
密度補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正、態容補正及び寒冷補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度補正、態容補正及び寒冷補正		
態容補正及び寒冷補正		
密度		